

○運転免許行政処分取扱要綱の制定について

(昭和62年2月25日例規第5号／神免発第60号／神試発第36号)

最終改正 平成26年8月15日例規第35号神総発第255号

各所属長あて 本部長

運転免許行政処分取扱要綱を次のように定め、昭和62年4月1日から施行することとしたから、次の点に留意し、適正な運用を図られたい。

おつて、次の通達は廃止する。

- 1 運転免許行政処分取扱要綱の改正について(昭和54年3月9日 神免発第67号、神試発第55号)
- 2 共同危険行為等の禁止違反者の運転免許に係る行政処分のための通報制度の試験実施(昭和55年1月10日 神免発第5号、神交指発第17号)
- 3 共同危険行為等の禁止違反者の運転免許に係る行政処分のための通報制度について(昭和55年5月22日 神免発第151号、神交指発第375号)
- 4 暴走行為者等に対する運転免許に係る行政処分の上申について(昭和55年6月18日神免発第179号、神交指発第451号)
- 5 無免許運転等の速報の実施について(昭和56年1月16日 神免発第24号、神交指発第40号)
- 6 暴走行為者等のナンバー隠ぺい行為等に対する運転免許に係る行政処分の上申について(昭和56年7月1日 神免発第231号、神交指発第440号)
- 7 運転者管理システムのリアル化に伴う行政処分事務の取扱いについて(昭和56年12月7日 神免発第427号、神試発第170号)

記

1 制定の趣旨

運転免許に係る行政処分の事務処理要領については、運転免許行政処分取扱要綱(昭和54年3月9日 神免発第67号、神試発第55号)により運用してきたところであるが、道路交通法の一部が改正されたこと及び警察庁の運転者管理システムが拡充整備されたことに伴い、実情にそぐわない点が生じたこと並びに行政処分事務の増加に対処し、事務手続の合理化と取扱いの適正を期するため、本要綱を定めたものである。

2 運用上の留意事項

(1) 警察署長等の行政処分事務の管理

行政処分管理日報の記載は、署(隊)情に応じ、係ごとに適宜係長を責任者として指定し、行政処分事務の管理の徹底を図ること。

(2) 違反登録票作成責任者等

ア 違反登録票作成責任者は、人員を指定してないので署(隊)情に応じ、必要人員を適宜指定し、その都度免許課長に氏名等を通報すること。

イ 違反登録票の作成は、黒鉛筆で定められた数字又は片仮名で枠からはみ出さないように作成し、訂正する場合は消しゴムで完全に消してから記入すること。

(3) 行政処分原票等の送付

ア 点数制度による行政処分は、警察庁情報処理センターに登録された違反等の登録

等に基づいて行われるものであるから、行政処分原票及び関係記録の送付は、迅速かつ的確に行うこと。

イ 送付期限に間に合わない関係記録の追送は、行政処分関係記録追送書に關係記録を添付の上、行政処分原票關係記録送付書に被上申者名及び備考欄に追送と記載し、送付すること。

(4) 危険性帯有者の上申

ア 該当事案の認定は幹部が行い、速やかに上申すること。

イ 上申先は公安委員会と警察本部長であるが、併用した書式を使用しているため、上申先の区分をする必要はない。

(5) 重大違反唆し等又は道路外致死傷をした者の上申

当該事案に該当する者については、運転免許を受けているか否かを問わず上申すること。

運転免許行政処分取扱要綱

目次

第1章 総則(第1条－第5条の3)

第2章 点数制度による処分

第1節 法令違反の処理手続(第6条－第10条)

第2節 交通事故の処理手続(第11条－第20条の2)

第3節 違反等の登録(第21条－第26条)

第4節 処分の上申及び決定(第27条－第31条)

第5節 処分の執行等(第32条－第41条の2)

第3章 点数制度によらない処分

第1節 臨時適性検査(第41条の3)

第1節の2 危険性帯有者又は重大違反唆し等若しくは道路外致死傷をした者の上申(第42条－第46条の2)

第2節 仮運転免許の拒否及び取消し(第46条の2の2－第49条)

第4章 初心運転者期間制度による処分

第1節 再試験不合格による取消し(第50条－第53条)

第2節 再試験不受験による取消し(第54条)

第5章 行政処分手配登録者の所在を知ったときの措置

第1節 警察官の措置(第55条－第57条)

第2節 警察署長等の措置(第58条－第61条)

第3節 免許課長等の措置(第62条－第66条)

第6章 補則(第67条・第68条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県警察運転免許等行政処分取扱規程(昭和54年神奈川県警察本部訓令第7号。以下「規程」という。)第11条の規定に基づき、自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の運転免許(以下「免許」という。)の行政処分の事務処理(以下「行政処分事務」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(行政処分事務の管理)

第2条 運転免許本部免許課長(以下「免許課長」という。)は、行政処分業務日報(第1号様式)により、行政処分事務を管理するものとする。

2 交通指導課長、駐車対策課長、第一交通機動隊長、第二交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、自動車警ら隊長、鉄道警察隊長及び警察署長(以下「警察署長等」という。)は、行政処分管理日報(第2号様式)により行政処分事務を管理するものとする。

(違反登録票作成責任者等)

第3条 交通指導課、駐車対策課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、自動車警ら隊、鉄道警察隊及び警察署(以下「警察署等」という。)に、違反登録票作成責任者(以下「登録票作成責任者」という。)及び行政処分原票審査責任者(以下「審査責任者」という。)を置く。

2 登録票作成責任者には交通関係事務に従事する警察官又は事務職員を、審査責任者には交通関係事務に従事する警部補の階級にある警察官をもつて充てる。

3 登録票作成責任者は、取締り警察官又は事故取扱い警察官(以下「取締り警察官等」という。)が作成した取締り原票又は法令違反用行政処分原票(第3号様式)を受理したときは、当該違反登録票を作成するものとする。なお、人身交通事故の場合に作成する交通事故用行政処分原票(基本書式用)(第4号様式)、交通事故用行政処分原票(特例書式用)(第4号様式の2)及び交通事故用行政処分原票(簡約特例書式用)(第4号様式の3)については、神奈川県警察交通事故管理システム運用要綱の制定について(平成9年2月20日 例規第2号、神交総発第68号)に定めるところにより作成するものとする。

4 審査責任者は、取締り原票、法令違反用行政処分原票及び交通事故用行政処分原票(以下「行政処分原票」という。)の点検及び審査を行うものとする。

5 警察署長等は、登録票作成責任者及び審査責任者の階級及び氏名を免許課長に通報するものとする。

(教養指導)

第4条 免許課長は、前条第5項の規定により通報があつた場合は、登録票作成責任者及び審査責任者に対し、随時、その職務に関し必要な知識等について、指導教養を行うものとする。

(違反等登録票点検者等)

第5条 運転免許本部免許課(以下「免許課」という。)に、行政処分原票の違反登録票及び事故登録票(以下「違反等登録票」という。)の点検者(以下「登録票点検者」という。)及び違反等登録票を審査する者(以下「登録審査官」という。)を置く。

2 登録票点検者には警部補以上の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員を、登録審査官には警部以上の階級にある警察官をもつて充てる。

3 登録票点検者は、違反等登録票の点検及び登録票作成責任者に対する指導教養を行うものとする。

4 登録審査官は、次に掲げる事項を専決し、行政処分業務日報により免許課長に報告するものとする。

- (1) 違反等の登録に関すること。
- (2) 処分登録に関すること。
- (3) 処分猶予登録に関すること。
- (4) 処分短縮登録に関すること。
- (5) 処分手配登録に関すること。
- (6) 取消処分者講習済登録に関すること。
- (7) 免許の保管に関すること。
- (8) その他免許課長が指定する抹消登録に関すること。

(出頭命令事務取扱責任者等)

第5条の2 警察署等に、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第104条の3第2項に規定する出頭命令書及び同条第3項に規定する免許証保管証(以下「出頭命令書等」という。)並びに同条第4項に規定する出頭命令通知書に係る運転免許証の事務を取り扱う責任者(以下「出頭命令事務取扱責任者」という。)を、免許課に出頭命令事務点検者を置く。

2 出頭命令事務取扱責任者には、次の者をもつて充てる。

- (1) 交通指導課、交通捜査課及び駐車対策課にあつては、事件担当の警部補
- (2) 地域部及び交通部の附置機関にあつては、運用を担当する警部補
- (3) 警察署にあつては、交通総務に係る事務を担当する警部補

3 出頭命令事務取扱責任者は、次に掲げる事務を取り扱うものとする。

- (1) 出頭命令書等の貸与及び保管
- (2) 保管免許証の有無の確認
- (3) 出頭命令書等使用管理表(第4号様式の4)の作成及び管理
- (4) 出頭命令書等送付書(第4号様式の5)による免許課長及び関係都道府県警察への関係書類の送付

4 出頭命令事務点検者には、警部補以上の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員をもつて充て、出頭命令事務に関する指導及び連絡に当たるものとする。

5 警察署長等は、出頭命令事務取扱責任者を指名したときは、その者の階級及び氏名を免許課長へ通報するものとする。

(免許証の保管)

第5条の3 免許証の保管の適正を図るため、免許課及び警察署等に免許証保管責任者及び免許証取扱責任者を置く。

2 免許証保管責任者には、免許課にあつては免許課長を、警察署等にあつては警察署長等を充てる。

3 免許証取扱責任者には、免許課にあつては登録審査官を、警察署等にあつては担当課長補佐、中隊長及び交通課長を充てる。

4 免許証取扱責任者は、免許課にあつては出頭命令事務点検者に、警察署等にあつては出頭命令事務取扱責任者に免許証の保管をさせることができる。

第2章 点数制度による処分

第1節 法令違反の処理手続

(法令違反の検挙報告)

第6条 取締り警察官等は、法令違反を検挙したときは、行政処分原票を作成し、警察署長等に報告しなければならない。この場合において、違反事実の認定が困難なものについては、違反事実を立証する記録を添付するものとする。

(酒酔い運転等の速報)

第7条 警察署長等は、次の各号のいずれかに該当する法令違反をした神奈川県内に住所を有する者(以下「県内居住者」という。)を検挙したときは、免許課長に速報するものとする。

- (1) 酒酔い運転
- (2) 麻薬等運転
- (3) 酒気帯び運転(0.25以上)
- (4) 共同危険行為等禁止違反
- (5) 無免許運転(免許車種と異なる車両の運転(以下「免許車種外運転」という。)又は処分中運転に限る。)
- (6) 酒気帯び運転(0.15以上0.25未満)の場合における次のいずれかに該当するもの。
 - ア 大型自動車等無資格運転
 - イ 無車検運行又は無保険運行
 - ウ 速度超過(25以上)
 - エ 積載物重量制限超過(5(普通10)割以上)

(意見の聴取通知書の交付)

第8条 警察署長等は、前条の規定により免許課長に速報した事案について、免許課長から意見の聴取の期日、場所等について通知があつたときは、規程に定める意見の聴取通知書を正副2通作成し、正本は違反者に交付し、副本の受領書欄に署名押印を求めておくものとする。

(行政処分原票の送付)

第9条 警察署長等は、行政処分原票を免許課長に送付するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる送付書により行うものとする。ただし、併合罪について行政処分原票を別個に作成したときは、一括して送付するものとする。

- (1) 交通切符に係る取締り原票 交通切符取締り原票送付書(即日)(第5号様式)及び交通切符取締り原票送付書(通常)(第5号様式の2)
- (2) 交通反則切符に係る取締り原票 交通反則切符取締り原票送付書(成人用)(第6号様式)及び交通反則切符取締り原票送付書(少年用)(第6号様式の2)
- (3) 点数切符に係る取締り原票 点数切符取締り原票送付書(第7号様式)
- (4) 交通切符を適用した無免許運転(免許車種外運転及び処分中運転を除く。)に係る取締り原票 無免許取締り原票送付書(第8号様式)
- (5) 法令違反用行政処分原票 行政処分原票関係記録送付書(第9号様式)

2 前項第1号から第4号までの送付書は、神奈川県警察交通切符等管理業務実施要綱の制定について(平成16年6月24日 例規第22号、神交指発第4080号)に定める交通切符等管理システムにより作成するものとする。

- 3 第1項各号の行政処分原票は、関係記録を添えて、検挙した日の翌日から原則として5日以内に送付するものとする。ただし、第7条に規定する速報事案にあつては行政処分原票の左上欄外に「速報済」と朱書し、意見の聴取通知書副本を添えて、原則として検挙した日の翌日(神奈川県の日を定める条例(平成元年神奈川県条例第12号)第1条第1項の規定による県の休日の場合は、その休日の翌日)に送付するものとする。
- 4 警察署長等は、交通法令違反の否認事件については、第1項各号に掲げる行政処分原票に關係記録を添えて、認知した日から原則として1か月以内に、免許課長に送付するものとする。

(変更通報)

第10条 警察署長等は、行政処分原票を送付した事案について、登録内容を変更し、又は登録を不相当と認める事実を認知したときは、免許課長に登録内容変更通報書(第10号様式)により通報するものとする。ただし、急を要するものについては、事前に電話により通報するものとする。

第2節 交通事故の処理手続

(交通事故の発生報告)

第11条 取締り警察官等は、交通事故を取り扱つたときは、行政処分原票を作成し、捜査報告書、実況見分調書、供述調書、診断書その他処分の決定に必要な関係記録(以下「交通事故関係記録」という。)を添えて、警察署長等に報告するものとする。

(仮停止等事故の幹部の臨場)

第12条 警察署長等は、仮停止又は仮禁止(以下「仮停止等」という。)に該当すると認められる交通事故が発生したときは、幹部を臨場させ、違反行為を調査した上、仮停止等を行うものとする。

(仮停止等の適用除外事由)

第13条 警察署長等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、仮停止等を行わないものとする。

- (1) 仮停止等事由に該当した者が、負傷、病気、身柄拘束等のために、仮停止等の期間中に公安委員会又は警察本部長の処分を受けることができないと認められるとき。
- (2) 過失責任が明らかに軽微であると認められるとき。
- (3) 仮停止等の期間中に免許が失効するとき。
- (4) その他仮停止等することが適当でないとき。

(仮停止等の手続)

第14条 警察署長等は、仮停止等をしたときは、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 仮停止等の通知は、被処分者に道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)第30条又は第37条の5に規定する仮停止・禁止処分通知書を交付して行うこと。
- (2) 仮停止・禁止処分通知書を交付した場合は、巡査部長以上の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員に、規程第18号様式の弁明調書を作成させること。
- (3) 仮停止等の期間中に処分が行われなかつた場合は、運転免許証(以下「免許証」という。)の返還を請求することができる旨及び免許証を返還する場所を教示すること。

(4) 免許証に臓器提供の意思等の表示がされているとき又は厚生労働省及び公益社団法人日本臓器移植ネットワーク(以下「ネットワーク等」という。)が作成の意思表示欄保護シールが貼付されているときは、臓器提供の意思等を表示する方法として活用できなくなる旨(当該免許証が後日返還される場合には、返還されるまでの間に限る。)を教示すること。

(5) 仮停止等の期間中も臓器提供の意思等を引き続き表示する場合には、ネットワーク等が作成の臓器提供意思表示カードの書面に臓器提供の意思等を記入する旨を教示すること。

(仮停止等の速報)

第15条 警察署長等は、仮停止等をしたときは、仮停止等・準仮停止事故速報書(第11号様式)により、免許課長に速報するものとする。

2 仮停止等・準仮停止事故速報書は、追番を付して整理保存するものとする。

3 第8条の規定は、仮停止等事故における意見の聴取通知書の交付について準用する。

(意見の聴取の手続)

第16条 免許課長は、警察署長等から仮停止等の速報を受理したときは、次の措置をとるものとする。

(1) 意見の聴取の期日及び場所を決定し、警察署長等に意見の聴取通知書の交付を依頼すること。

(2) 被処分者が他の都道府県に住所を有する者(以下「県外居住者」という。)であるときは、処分事由の内容を他の都道府県警察の行政処分担当課長(以下「他県主管課長」という。)に速報するとともに、意見の聴取の期日及び場所の決定を受け、警察署長等に意見の聴取通知書の交付を依頼すること。

3 免許課長は、他県主管課長から県内居住者に係る仮停止等の速報を受理したときは、意見の聴取の期日及び場所を決定し、他県主管課長に意見の聴取通知書の交付を依頼するものとする。

(仮停止等の取消し)

第17条 警察署長等は、被処分者又はその代理人の弁明の内容を審査した結果、違反行為等の事実の認定に誤りを認めたとき又はその他の理由により仮停止等を継続することが適当でないと認めたときは、免許課長の意見を聴いて仮停止等を取り消すものとする。

(身柄釈放時の連絡)

第18条 警察署長等は、被処分者が身柄を拘束されているため意見の聴取が行われなかつたときは、釈放後におけるその者の所在及び刑事処分の結果等について、速やかに免許課長に連絡するものとする。

(準仮停止事故)

第19条 警察署長等は、県内居住者が起こした交通事故のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、準仮停止事故として処理し、免許課長に速報するものとする。

(1) 酒酔い運転による建造物損壊事故

(2) 過労運転による傷害事故及び建造物損壊事故

(3) 無免許運転(免許車種外運転又は処分中運転)による建造物損壊事故

- (4) 酒気帯び運転(0.15以上)による傷害事故及び建造物損壊事故
 - (5) 無車検運行又は無保険運行による死亡事故、重傷事故及び責任の重い軽傷事故のうち、治療期間が15日以上のもの
 - (6) 安全運転義務違反による死亡事故
 - (7) 第13条に規定する仮停止等適用除外事由該当事案
- 2 警察署長等は、次の各号のいずれかに該当する交通事故を認知したときは、免許課長に速報するものとする。
- (1) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第4条までのいずれかに該当する事故
 - (2) 故意による人の死傷事故又は建造物損壊事故
 - (3) 共同危険行為等禁止違反による人の死傷事故又は建造物損壊事故
- 3 第15条の規定は、準仮停止事故の速報について準用する。
- 4 警察署長等は、準仮停止の対象者に係る免許証は、保管しないものとする。
(行政処分原票等の送付)

第20条 警察署長等は、行政処分原票及び交通事故関係記録を免許課長に送付するときは、次に掲げる区分に応じ、行政処分原票関係記録送付書により行うものとする。

- (1) 仮停止等事故及び準仮停止事故の場合は、速報した日から5日以内に送付すること。ただし、県外居住者に係る仮停止等事故は、意見の聴取の期日の5日前までに他県主管課長に到達するように送付すること。
 - (2) 被疑者が判明しない場合は、その事由がやんでから速やかに送付すること。
 - (3) 交通事故事件捜査要綱の制定について(平成4年10月7日 例規第84号、神交指発第1181号)に定める重大事故事件、特異重大事故事件及び故意犯事件は、捜査終了後速やかに送付すること。
 - (4) 前3号以外の事故の場合は、発生した日から10日以内に送付すること。
- 2 仮停止・禁止通知書、弁明調書、意見の聴取通知書の副本及び免許証は、交通事故関係記録に添付するものとする。
- 3 交通事故関係記録を追送付するときは、行政処分関係記録追送書(第12号様式)によるものとする。
- 4 第10条の規定は、交通事故の変更通報について準用する。

(未送付原票の管理)

第20条の2 警察署長等は、前条第1項の規定にかかわらず、行政処分原票等を送付できない場合は、行政処分未送付一覧表(第12号様式の2)により、管理するものとする。

第3節 違反等の登録

(登録)

第21条 登録審査官は、警察署長等から送付された行政処分原票を速やかに審査し、警察庁情報処理センターへ登録するものとする。

(登録除外事由)

第22条 登録審査官は、次の各号のいずれかに掲げる事由については、免許課長の決裁を受けて、交通違反及び交通事故の登録(以下「違反等登録」という。)を行わないものとする。

- (1) 違反行為が存在しないと認められるとき。
- (2) 事実誤認があると認められるとき。
- (3) 告知等の基準に該当しないと認められるとき。
- (4) 交通事故が不可抗力によつて起きたものであると認められるとき。
- (5) 違反行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故について、その者に結果回避を期待することが困難であつたと認められるとき。

(抹消登録)

第23条 登録審査官は、違反等登録をした事案について、警察署長等から変更通報を受理したとき又は前条各号に掲げる事由を認知したときは、速やかに審査し、免許課長の決裁を受けて、登録の抹消の手続をとるものとする。

2 登録審査官は、他の都道府県公安委員会(以下「他の公安委員会」という。)から送付された事案について審査した結果、登録内容を変更し、又は前条各号に掲げる事由を認知したときは、当該他県主管課長に対して次の措置をとるものとする。

- (1) 電話により登録内容の変更を依頼すること。
- (2) 交通違反・事故登録抹消依頼書(第13号様式)により、登録の抹消を依頼すること。

(告知是正等の要求)

第24条 免許課長は、次に掲げる事案を認知したときは、速やかに電話で交通指導課長に連絡するとともに、処分中無免許運転等発見報告書(第14号様式)により、告知是正等の措置を求めるものとする。

- (1) 免許の効力の停止期間中又は取消し処分中に免許証を提示した事案
- (2) 人定誤認事案
- (3) 二重免許の行使事案
- (4) 失効免許証の行使事案

(自動車安全運転センターへの資料の提供)

第25条 免許課長は、警察庁情報処理センターから受理した点数通報(以下「違反等登録に基づく点数通報書」という。)が警告点数に達した場合は、その者に係る行政処分原票及び違反等登録に基づく点数通報書を自動車安全運転センター神奈川県事務所に提供するものとする。

2 前項の資料の提供は、累積点数通知資料提供簿(第15号様式)により行うものとする。

(他の公安委員会への移送)

第26条 免許課長は、他の公安委員会へ処分移送通知書及び処分関係書類送付書を送付するときは、次に掲げる記録の一部又は全部を添付するものとする。

- (1) 法令違反の場合
 - ア 行政処分原票
 - イ 違反等登録に基づく点数通報書
 - ウ 違反・事故処分・短縮・手配等登録票(第16号様式。以下「処分登録票」という。)
 - エ 呼気検査結果についての報告書及び酒酔い・酒気帯び鑑識カード
 - オ その他違反事実の証明に必要な資料
- (2) 交通事故の場合
 - ア 行政処分原票

イ 違反等登録に基づく点数通報書

ウ 処分登録票

エ 交通事故関係記録

2 免許課長は、処分移送通知書及び処分関係書類送付書の送付の経過を明らかにするため、処分移送通知書及び処分登録票の副本を整理保管しておくものとする。

第4節 処分の上申及び決定

(行政処分決定書の作成)

第27条 登録審査官は、次に掲げる点数通報書により、別に定める処分量定基準に基づき行政処分決定書(第17号様式又は第18号様式)を作成するものとする。

(1) 違反等登録に基づく点数通報書

(2) 他の公安委員会から送付された事案の違反等登録に基づく点数通報書

(3) 新規免許試験及び併記免許試験の合格に係る違反等登録に基づく点数通報書

2 登録審査官は、法第108条の3の2に規定する通知(以下「違反者講習通知書」という。)を受けた者が、法第108条の2第1項第13号に規定する講習(以下「違反者講習」という。)を受けないで、法第102条の2に規定する期間を経過したときは、違反等登録に基づく点数通報書により、別に定める処分量定基準に基づき行政処分決定書(第18号様式)を作成するものとする。

(行政処分上申書)

第28条 公安委員会に対する上申は、運転免許行政処分上申書(第19号様式又は第20号様式)により行うものとする。

2 警察本部長に対する上申は、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 免許の効力の停止事案のうち、意見の聴取事案については、運転免許行政処分上申書(第20号様式の2)により行うものとする。

(2) 免許の保留事案及び事後停止事案については、行政処分決定書により行うものとする。

(3) 前2号に掲げる事案以外の事案については、行政処分上申・決定書(第21号様式)により行うものとする。

(意見の聴取調書)

第29条 意見の聴取主宰者は、意見の聴取に当たり、意見の聴取理由を読み上げ、かつ、意見の聴取を受ける者の弁明の要旨等を規程第15号様式の意見の聴取調書に記録するものとする。

(処分決定の決裁)

第30条 処分決定の決裁は、行政処分決裁書(第22号様式から第23号様式の2まで)により行うものとする。ただし、第28条第2項第2号の事案については行政処分決定書、同項第3号の事案については行政処分上申・決定書により行うものとする。

2 処分猶予の決裁は、免許課長が行うものとする。

(結果の報告)

第31条 免許課長は、処分の結果を交通関係行政処分決定報告書(第26号様式)又は運転免許の行政処分について(報告)(第27号様式)により警察本部長に報告するものとする。

第5節 処分の執行等

(処分執行の指示)

第32条 警察署長は、執行指示書(第28号様式又は、第28号様式の2、第29号様式又は第29号様式の2)により処分の執行の指示を受けたときは、速やかに執行し、その経過を行政処分執行簿(第30号様式)に登載し、処分の執行の経過を明らかにしておくものとする。
(警察署処分執行事務取扱責任者)

第32条の2 前条に規定する処分の執行事務に関する取扱責任者は、交通総務に係る事務を担当する警部補とする。

(処分執行時の留意事項)

第33条 処分の執行に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 規則第30条の4及び第37条の5の2第1項に規定する処分書(以下「処分書」という。)に処分の始期及び終期、処分期間並びに交付年月日を記入し、通知する内容に誤りのないことを確認すること。
- (2) 被処分者を行政処分呼出通知書(第30号様式の2)又は呼出通知書(第30号様式の3)により出頭を求め、人定確認及び処分対象免許証が有効なものであることを確認し、処分の理由を告げること。
- (3) 処分期間中に免許証の有効期間が満了する場合は、処分書により更新の手続をとるように教示すること。
- (4) 被処分者から処分の理由について誤りがあること又は聴聞通知書若しくは意見の聴取通知書を受領していない旨の申出を受けた場合は、直ちに免許課長に電話連絡し、免許課長の指示により措置すること。
- (5) 違反者講習不受講により処分を受けることとなつた者から、処分の理由について誤りがあること又は違反者講習通知書を受領していない旨の申出を受けた場合は、直ちに免許課長に電話連絡し、免許課長の指示により措置すること。
- (6) 処分を執行したときは、執行指示書の上欄に執行時間を記入し、請書欄に被処分者の署名押印を求めること。ただし、処分の集中執行(取消処分の意見の聴取若しくは聴聞に出頭した被処分者に対し、処分決定後、取消処分の執行を行うこと、停止処分の意見の聴取若しくは聴聞に出頭した被処分者に対し、処分決定後、停止処分者講習の開始前に停止処分の執行を行うこと又は意見の聴取若しくは聴聞事案以外の被処分者に対し、当該被処分者が停止処分者講習を受講するために講習会場に来場後、当該講習開始前に停止処分の執行を行うことをいう。以下同じ。)をしたときは、この限りでない。
- (7) 返納又は提出を受けた免許証は、紛失し、又は盗難等にかからないように保管すること。
- (8) 第14条第4号及び第5号の規定は、臓器提供の意思等の表示等がなされた免許証の処分を執行する場合について準用する。この場合において、同条第5号中「仮停止等」とあるのは「処分」と読み替えるものとする。

(免許証の返還手続)

第34条 免許証は、次により返還するものとする。

- (1) 免許課長は、処分を執行した免許証のうち、被処分者の住所地を管轄する警察署において返還することが適当と認められるものについては、当該警察署長を通じて

返還すること。

- (2) 免許課長は、警察署長を通じて免許証を返還するときは、停止免許証送付書(第31号様式)により依頼すること。
- (3) 警察署長は、免許課長から返還の依頼を受けた免許証を受理したときは、停止免許証送付書に記載されている氏名と免許証を照合し、停止免許証受領書(第32号様式)を免許課長に送付すること。
- (4) 警察署長は、免許の取消し処分を執行したときは、取消し免許証送付書(第33号様式)に処分年月日及び処分番号を記載して、当該免許証を添えて免許課長に送付すること。
- (5) 被処分者から処分期間の満了を理由として、免許証の返還の要求があつたときは、執行指示書の受領書欄に署名押印を求め、免許証を返還すること。
- (6) 前号の取扱者は、執行指示書に所要事項を記入すること。

(返還手続の特例)

第34条の2 免許課長は、次の各号のいずれにも該当する場合は、停止処分者講習終了後に保管中の免許証を返還するものとする。

- (1) 処分の集中執行を受けた者又は免許課において行政処分の執行を受けた者であること。
- (2) 道路交通法第108条の2に規定する講習の実施要綱の制定について(平成6年5月6日 例規第37号、神免発第124号。以下「講習要綱」という。)第29条に規定する短期講習の受講者で、当該講習を受講した日の翌日から自動車等を運転することができるものであること。

2 前項の場合において、免許課長は、免許証の備考欄に停止処分者講習が受講済であることを表示するとともに、受講日当日の運転は、無免許運転になる旨を教示した上で、被処分者から誓約書(第33号様式の2)を徴するものとする。

(執行結果の報告)

第35条 警察署長は、処分を執行したときは、被処分者の氏名、処分執行日時、処分日数及び処分番号を原則として処分を執行した日に免許課長に電話報告するものとする。

2 被処分者が所在不明等のため、処分を執行することができないときは、その理由を記載した行政処分執行不能報告書(第34号様式)に処分書を添えて免許課長に送付するものとする。

(都道府県間の執行)

第36条 免許課長は、法第103条第9項の規定により処分の執行を他の公安委員会に依頼するときは、神奈川県公安委員会行政処分取扱規程(昭和54年神奈川県公安委員会訓令第1号)に定める処分通知書に被処分者に交付する処分書及び処分登録票の副本を添えて行うものとする。

2 前6条の規定は、他の公安委員会から処分通知書を受領した場合について準用する。

(処分猶予の通知)

第37条 免許課長は、処分を猶予したときは、被処分者に呼出通知書等により出頭を求め、処分猶予通知書(第36号様式)を交付し、処分猶予通知書請書を提出させるものとする。

(処分の短縮)

第38条 免許課長は、被処分者が停止処分者講習を終了したときは、別に定める処分短縮基準により処分期間の短縮を行うものとする。

- 2 免許課長は、処分期間を短縮したときは、運転免許停止期間短縮通知書(第37号様式)、運転免許保留期間短縮通知書(第38号様式)又は自動車等の運転禁止期間短縮通知書(第39号様式)に、短縮日数及び処分の終期を記載して、被処分者に通知するものとする。
(他の公安委員会が処分した者に対する講習)

第39条 免許課長は、他の公安委員会の処分を受けた者から講習の受講の申請があつたときは、処分書の提示を求めて処分事実を確認した上、受講させるものとする。

- 2 免許課長は、講習を終了したときは、処分をした他の公安委員会に考査結果を通報するものとする。
(処分登録等)

第40条 登録審査官は、処分を執行した日に処分登録票、行政処分登録票(第40号様式)又は違反外処分等登録票(第41号様式)により処分登録、処分短縮登録又は処分猶予登録を行うものとする。

- 2 登録審査官は、取消処分者講習受講者が講習を終了した日に取消処分者講習済登録を行うものとする。
- 3 登録審査官は、違反者講習通知書を受けた者が、講習を終了した日に行政処分登録票又は違反者講習済登録票(第40号様式の2)により違反者講習済登録を行うものとする。
(処分手配登録等)

第41条 免許課長は、次に掲げる場合は、処分登録票、行政処分登録票又は違反外処分等登録票により処分手配登録を行うものとする。

- (1) 被処分者が所在不明又は出頭に応じないとき。
 - (2) 他の公安委員会に処分通知書を送付するとき。
 - (3) その他処分手配登録を必要と認めたとき。
- 2 免許課長は、違反者講習通知書により通知する講習対象者が、所在不明のため通知することができないときは、処分登録票又は行政処分登録票により講習手配登録を行い、違反者講習手配者登録名簿(第40号様式の3)により管理するものとする。

(講習手配登録者認知時の措置)

第41条の2 警察署長等は、前条第2項の規定による講習手配登録をされている者(以下この条において「講習手配登録者」という。)を認知したときは、次に掲げる事項を確認し、免許課長の指示により措置するものとする。

- (1) 講習手配年月日
 - (2) 講習手配登録した都道府県名
 - (3) 氏名及び生年月日
 - (4) 手配番号
- 2 免許課長は、講習手配登録者を認知し、又は前項に規定する連絡を受けたときは、次の事項を確認し、違反者講習通知書による通知を行うものとする。
 - (1) 講習手配登録者の住所
 - (2) 講習の理由となつている違反(事故)以外の違反(事故)の有無
 - (3) その他必要な事項

第3章 点数制度によらない処分

第1節 臨時適性検査

(臨時適性検査)

第41条の3 法第102条第1項から第5項まで及び第107条の4第1項に規定する臨時適性検査の実施に関し必要な事項は、臨時適性検査の実施に関する事務取扱要綱の制定について（平成26年5月27日 例規第28号、神免発第205号）に定めるところによる。

第1節の2 危険性帯有者又は重大違反唆し等若しくは道路外致死傷をした者の上申（上申要領）

第42条 警察署長等は、免許を受けた者（国際運転免許証所持者を含む。以下同じ。）で次の各号のいずれかに該当するものを認知したときは、点数制度によらない行政処分上申書（原票）（第42号様式。以下「点数制度によらない行政処分原票」という。）等を作成し、免許課長に送付するものとする。

- (1) 法第103条第1項第4号から第8号までに掲げる事項のいずれかに該当する者
- (2) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）第38条第5項第1号ロに該当する者
- (3) 政令第38条第5項第2号ロに該当する者
- (4) 政令第38条第5項第2号ハに該当する者

(危険性帯有者の上申)

第43条 警察署長等は、免許を受けた者で次の各号のいずれかに該当するもの（以下「危険性帯有者」という。）を認知したときは、点数制度によらない行政処分原票等を作成し、公安委員会又は警察本部長に上申するものとする。

- (1) 整備不良車両運転下命者 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者で、整備不良の違反行為をさせたもの
- (2) 無免許運転下命者等 自動車の使用者等（自動車の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。以下同じ。）で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対して酒酔い運転、麻薬等運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、速度超過、酒気帯び運転、過労運転等、積載物重量制限超過違反又は放置駐車違反を下命又は容認したもの
- (3) 削除
- (4) 救護措置義務違反教唆者等 交通事故があつた場合において、法第72条第1項前段に規定する違反を教唆し、若しくは幫助した者又は自動車の運転者以外の乗務員で法第72条第1項前段に規定する違反をしたもの
- (5) 無車検運行下命者等 自動車の使用者等で、自動車の運転者に無車検車又は無保険車を運転させ、もつて運行の用に供したもの
- (6) 道路外事故者 道路以外の場所で自動車等を運転して人を負傷させ、又は建造物を損壊した者
- (7) 自動車等利用犯罪者 自動車等の運転行為を利用して、著しく道路上における交通の危険を生じさせるおそれのある罪を犯した者
- (8) 処分中免許失効者等 免許の効力の停止期間中に当該免許を失効させた者又は再試験に係る免許の取消しを受けた者で、当該免許の効力を停止することとされてい

た期間が経過しない間に免許を受けたもの

- (9) 免許証偽造者等 免許証を偽造し、若しくは変造した者又はこれらの行為に関与した者
- (10) 免許証不正取得者等 不正の手段で免許若しくは免許証を取得し、若しくは取得しようとした者又はこれらの行為に関与した者
- (11) 麻薬使用者等 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、大麻取締法(昭和23年法律第124号)、あへん法(昭和29年法律第71号)又は覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)の違反者で、法定の除外事由がないのに麻薬若しくは覚せい剤を自己に使用し、若しくは施用を受け、又はあへんを吸食(以下「使用等」という。)した者で、反復して使用等のおそれがあるもの
- (12) 麻薬等所持者 法定の除外事由がないのに麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤(以下「麻薬等」という。)を使用等の目的で所持した者で、反復して使用等のおそれのあるもの
- (13) 麻薬等運転下命者等 自動車の使用者等で、その業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認したもの
- (14) 麻薬等運転教唆者等 麻薬等の使用等をした者に対し自動車等を運転することを教唆し、若しくは幫助した者又は自動車等を運転する者に対し麻薬等の使用等を教唆し、若しくは幫助した者
- (15) 集団走行暴力行為者 自動車等の運転者又は同乗者で、道路又は公園、海水浴場、駅構内等の道路以外の公共の場所において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる機会において、集団の勢力をかりて次に掲げる行為をしたもの
 - ア 石、ガラスびん、金属片その他人又は車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、又は発射する行為
 - イ 暴行、傷害、器物損壊等道路における交通の危険を生じさせるおそれのある行為
- (16) 共同危険行為類似行為者 2人以上の自動車等の運転者で、道路以外の場所において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく他人の生命又は身体の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼす行為をしたもの
- (17) 自動車登録番号標等隠ぺい行為者 法第68条に規定する共同危険行為等禁止違反を行うおそれのある集団(以下「暴走集団」という。)に参加した運転者であつて、道路における当該暴走集団の通行に際し、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第11条第4項、第19条、第36条(第73条第2項において準用する場合を含む。)、第73条第1項(第97条の3第2項において準用する場合を含む。)又は第98条第1項若しくは第3項(不正使用に関する部分に限る。)の規定に違反する行為をしたもの
- (18) 暴走行為指揮者等 自動車等の運転者で、道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、整備不良等政令別表第2の上欄に掲げる行為(共同危険行為等禁止違反及び同違反と同時にした違反行為を除く。)を指揮し、若しくは率先助勢したもの

又は暴走集団に参加した運転者を指揮して当該暴走集団の通行に際し前号の行為をさせたもの

- (19) 集団走行暴力行為教唆者等 第15号の行為を教唆し、又は幫助した者
- (20) 自動車登録番号標等隠ぺい行為指揮者 暴走集団に参加している運転者を指揮して第17号に規定する行為をさせた者
- (21) 知情同乗者 共同危険行為等禁止違反が行なわれることを知りながら、当該違反に係る自動車等にその集団の一員として乗車していた者
- (22) その他 前各号に掲げる者のほか、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者

2 登録審査官は、警察署長等から危険性帯有者について、点数制度によらない行政処分原票が送付されたときは、当該危険性帯有者の処分の決定の後、事案登録票(第42号様式の3)により警察庁情報処理センターへ登録するものとする。

(重大違反唆し等又は道路外致死傷をした者の上申)

第43条の2 警察署長等は、別表各項のいずれかに該当するもの(以下「重大違反唆し等又は道路外致死傷をした者」という。)を認知したときは、点数制度によらない行政処分原票等を作成し、公安委員会又は警察本部長に上申するものとする。

2 登録審査官は、警察署長等から重大違反唆し等又は道路外致死傷をした者について、点数制度によらない行政処分原票が送付されたときは、事案登録票(第42号様式の3)により警察庁情報処理センターへ登録するものとする。

(関係記録の送付)

第44条 警察署長等は、前2条の規定により行政処分を上申するときは、点数制度によらない行政処分原票に、処分の対象となる事実を証明するに必要な書類を添えて行政処分原票関係記録送付書により送付するものとする。

2 第43条第1項第15号から第20号までに該当する者を上申するときは、前項の書類のほか、暴走行為者等の認定及び上申に必要な書類を添えて送付するものとする。

(行政処分決定書の作成)

第45条 登録審査官は、第42条から第43条の2までの規定による行政処分の上申があつた場合は、行政処分決定書(第43号様式又は第43号様式の2)を作成するものとする。

(準用規定)

第46条 第2章の規定は、危険性帯有者又は重大違反唆し等若しくは道路外致死傷をした者の処分の上申、決定、執行及び登録、変更通報、事案登録、抹消登録並びに他の公安委員会への移送について準用する。

(処分執行時の留意事項)

第46条の2 法第103条第1項第1号から第3号までに該当することを理由に免許の取消しを行う場合の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 症状が回復した場合の再取得の説明をした上で、免許申請前に免許の取得等について相談するよう丁寧な対応を行うこと。
- (2) 被処分者が提出した直近の質問票(法第89条第2項、法第101条第4項又は法第101条の2第2項に規定する質問票をいう。)又は報告書(法第101条の5又は法第107条の3の2に規定する報告書をいう。)の虚偽記載の有無を確認すること。

この場合において、確認に当たっては、被処分者が当該質問票等を記載する時点における症状の認識状況について聴取すること。

第2節 仮運転免許の拒否及び取消し

(仮運転免許の拒否の上申等)

第46条の2の2 運転免許本部試験課長(以下「試験課長」という。)は、仮運転免許(以下「仮免許」という。)試験に合格した者が、法第90条第1項第1号から第2号までに定める仮免許の拒否に該当すると認めるときは、弁明及び有利な証拠の提出の機会を付与する手続をとるものとする。

(弁明調書の作成)

第46条の3 試験課長は、前条により弁明及び有利な証拠の提出の機会付与をするときは、規程に定める弁明調書を作成するものとする。この場合においては、第14条第2号の規定を準用する。

(仮免許の拒否の決定等)

第46条の4 試験課長は、仮免許の拒否の上申をするときは、第2章第4節及び第5節の規定に準じて、行政処分決定書(第43号様式の3)の作成、点数制度によらない行政処分原票による行政処分の上申、処分の決定の決裁、執行書(第43号様式の4)による処分の執行及び登録を行うものとする。

(事件の速報)

第47条 警察署長等は、仮免許の取消しに該当する者を検挙したときは、試験課長に仮運転免許関係違反事件速報書(第44号様式)により速報し、仮免許の取消しについて指示を受けるものとする。

(弁明書の作成)

第48条 警察署長等は、仮免許の取消しを受ける者に対して、あらかじめ弁明及び有利な証拠の提出の機会を与え、仮運転免許取消し結果報告書(第45号様式)の弁明書欄に弁明の内容を録取するものとする。この場合においては、第14条第2号の規定を準用する。

(取消し結果の報告)

第49条 警察署長等は、仮免許の取消しを執行したときは、仮運転免許取消し結果報告書に当該仮運転免許証を添えて、速やかに試験課長に送付するものとする。

第4章 初心運転者期間制度による処分

第1節 再試験不合格による取消し

(処分の決定等)

第50条 運転免許本部長(以下「免許本部長」という。)は、免許課長が運転免許取扱要綱の制定について(昭和63年3月10日 例規第5号、神免発第52号。以下「免許取扱要綱」という。)第54条第2項第2号ウ又は第56条第2項第2号ウの規定により、試験課長から再試験不合格決定書及び再試験不合格者名簿の引継ぎを受けた場合は、再試験不合格に係る免許の取消しを行うものとする。

2 処分決定の決裁は、再試験不合格取消処分決裁書(第46号様式)により行うものとする。

(処分の執行等)

第51条 前条第1項の規定による処分の執行は、処分書を交付して行うものとする。

2 被処分者が他の種類の免許を受けているときは、法第100条の2第1項に規定すると

ころにより措置するものとする。

(報告)

第52条 免許本部長は、処分の決定及び処分執行の結果について、再試験不合格免許取消処分報告書(第47号様式)により公安委員会に報告するものとする。

(準用規定)

第53条 第2章第5節の規定は、処分執行時の留意事項、処分登録等及び処分手配登録について準用する。

第2節 再試験不受験による取消し

(意見の聴取)

第54条 免許課長は、免許取扱要綱第58条の規定により、試験課長から再試験不受験者関係記録送付書を受領した場合、第2章第4節及び第5節の規定は、行政処分決定書(第47号様式の2)の作成、行政処分の上申書、意見の聴取調書、処分決定の決裁、執行書(第47号様式の3)による処分の執行、処分登録及び処分手配登録について準用する。

第5章 行政処分手配登録者の所在を知ったときの措置

第1節 警察官の措置

(警察官の措置)

第55条 警察官は、神奈川県警察照会センター業務実施要綱の制定について(平成12年12月19日 例規第56号、神情発第447号)に定める個人照会により処分手配者登録を受けている者(以下「処分手配者」という。)であることを知ったときは、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 処分手配年月日
- (2) 処分手配登録した都道府県
- (3) 氏名及び生年月日
- (4) 現住所及び連絡先
- (5) 免許証番号
- (6) 処分種別
- (7) 処分日数

2 前項の処分手配者については、出頭命令書・免許証保管証及び出頭命令通知書を作成し、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 免許課長へ通報し、出頭日時及び場所の指定を受けること。
- (2) 免許証を保管すること。
- (3) 処分書の交付を受けるため、出頭日時及び場所を指定して出頭命令すること。
- (4) 出頭命令書等を交付すること。
- (5) 第14条第4号及び第5号の規定は、免許証を保管する場合の臓器提供意思表示シールの取扱いについて準用する。

3 前項の措置をとった警察官は、関係書類及び保管に係る免許証を、出頭命令書等を交付した日の翌日までに、出頭命令事務取扱責任者に引き継ぐものとする。

(受領拒否者及び免許証不携帯者の取扱い)

第56条 警察官は、処分手配者が出頭命令書等の受領を拒否した場合又は免許証不携帯の場合にあつては、次に掲げる取扱いをするものとする。

- (1) 出頭命令書等作成要領に基づき出頭命令書を作成すること。
- (2) 免許証を保管しない場合には、「免許証保管証」の不動文字を横線で、「免許年月日」欄以降を斜線でそれぞれ削除し、警察官の押印をしておくこと。
- (3) 出頭命令書等の「特記事項」欄に拒否の理由を記載しておくこと。

(競合事案の取扱い)

第57条 警察官は、交通違反をした者が処分手配者であることが判明した場合において、法第109条第1項の規定による免許証の保管を行う必要があるときは、同項の規定による免許証の保管を優先して行い、交通切符事件処理要領(昭和45年8月20日 例規、神交指発第230号)に定める取締原票の下部余白に「処分手配者」である旨を朱書するものとする。

第2節 警察署長等の措置

(出頭命令書等の貸与及び保管の管理)

第58条 警察署長等は、出頭命令事務の管理に当たっては、出頭命令書等使用管理表によって行うものとする。

(関係書類の送付)

第59条 警察署長等は、処分手配者の住所地によつて、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる取扱いをするものとする。

- (1) 神奈川県警察(以下「本県警察」という。)が手配登録した本県内に住所がある処分手配者(以下「本県処分手配者」という。)の場合には、次の関係書類を免許課長に送付すること。
 - ア 出頭命令書等の写し
 - イ 出頭命令通知書
 - ウ 保管免許証
- (2) 本県処分手配者の住所が、他の都道府県警察(以下「他県警察」という。)の管轄内にある場合には、次の取扱いをすること。
 - ア 住所地を管轄する都道府県警察(以下「住所地県警察」という。)へ前号イ及びウに掲げる書類を送付すること。
 - イ 免許課長へ前号ア及びイに掲げる書類を送付すること。
- (3) 本県警察以外の他県警察が処分手配した者の住所が、本県にある場合には、次の取扱いをすること。
 - ア 免許課長へ第1号ア、イ及びウに掲げる書類を送付すること。
 - イ 処分手配した他県警察(以下「手配県警察」という。)へ出頭命令通知書を送付すること。
- (4) 処分手配者の住所が、手配県警察の管轄内にある場合は、次の取扱いをすること。
 - ア 手配県警察へ第1号イ及びウに掲げる書類を送付すること。
 - イ 免許課長へ第1号アの書類及びイの書類の写しを送付すること。
- (5) 処分手配者の手配県警察と住所地県警察とが異なる場合には、次の取扱いをすること。
 - ア 住所地県警察へ第1号イ及びウに掲げる書類を送付すること。
 - イ 手配県警察へ出頭命令通知書を送付すること。

ウ 免許課長へ第1号アの書類及びイの書類の写しを送付すること。

2 前項各号に定める関係書類は、免許課長に送付する場合を除き、直接、警察署長等が第5条の2第3項第4号に規定する出頭命令書等送付書により、出頭日の5日前までに手配県警察及び住所地県警察に到達するように送付するものとする。

(交通指導課長の競合事案の措置)

第60条 交通指導課長は、第57条に規定する交通違反者を取り扱った場合には、交通切符事件処理要領に定める出頭場所において、交通違反事件の事務手続が終了した後、法第104条の3による出頭命令書等の事務手続を行うものとする。

(記録の保存)

第61条 警察署長等は、処分手配者を取り扱ったときは、出頭命令通知書及び出頭命令書等の写し並びに出頭命令書等使用管理表をとじ合わせておくものとする。

第3節 免許課長等の措置

(出頭日時及び場所の指定)

第62条 免許課長は、警察官から処分手配者を発見した旨の通報を受けた場合には、手配発見通報受理簿(第48号様式)に記録し、出頭日時及び場所について指定するものとする。

(処分手配者の取扱い)

第63条 免許課長は、処分手配者が出頭した場合には、出頭命令書等を受領し、処分手配の内容を確認の上、規則第30条の4の規定により、処分を執行するものとする。

2 免許課長は、警察署長等から出頭命令通知書の送付を受けた場合には、第36条に規定する処分通知書により、処分書及び関係記録を住所地県警察に送付し、処分執行を依頼するものとする。

(処分者名簿等の整備)

第64条 免許課長は、処分手配登録を行つたときは、行政処分手配者登録名簿(第49号様式)に記録し、整備しておくものとする。

2 免許課長は、処分手配者の処分の執行を行つたときは、速やかに行政処分手配登録者の抹消登録を行うものとする。

3 免許課長は、行政処分手配者登録及び行政処分手配登録者の抹消を行つたときは、行政処分管理日報により管理するものとする。

(他県警察との連絡及び協力)

第65条 免許課長は、処分手配者が発見された場合における処分理由等の照会、出頭日時及び場所の指定の協議、処分書の執行依頼等の事務については、他県警察と緊密な連絡と協力の下に行うものとする。

(記録の保管)

第66条 免許課長は、出頭命令事務を取り扱ったときは、手配発見通報受理簿及び行政処分手配者登録名簿に記録し、保管しておくものとする。

第6章 補則

(行政処分審査会)

第67条 免許課に、行政処分審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員長及び委員若干人をもつて構成する。

3 委員長には免許課長を、委員には委員長が指名する者をもつて充てる。

4 審査会は、次に掲げる事案について審査するものとする。

- (1) 登録除外事案
- (2) 刑事処分参考事案
- (3) 交通事故の責任の軽重に関する事案
- (4) 事件の成立及び適用法条の適否に関する事案
- (5) 行政処分の執行に関する事案
- (6) 行政不服申立事案
- (7) その他委員長が定める事案

5 審査会の審査の結果は、審査会付託名簿(第50号様式)に記載するものとする。

(行政処分相談担当者)

第68条 免許課に、行政処分相談担当者(以下「担当者」という。)を置く。

2 担当者は、次に掲げる事案の相談を処理するものとする。

- (1) 行政不服申立てに関する事案
- (2) 免許の拒否又は保留に関する事案
- (3) 行政処分の執行に関する事案
- (4) 行政処分の意見の聴取及び聴聞に関する事案
- (5) その他免許課長が定める事案

附 則(省略)